

○みなかみ町身体障害者自動車改造費補助要綱

平成18年10月1日

告示第76号

(趣旨)

第1条 この要綱は、身体障害者の自立更生を促進するため、上肢、下肢又は体幹に障害を有する者（以下「障害者」という。）が所有し運転しようとする自動車を当該障害者の運転しやすいように手動装置等を改造する場合、当該改造費用の一部を補助することについて、みなかみ町補助金等に関する規則（平成17年みなかみ町規則第28号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(平26告示76・全改)

(補助対象者)

第2条 補助金の交付を受けることができる者は、次に掲げる要件の全てに該当するものとする。

- (1) 町内に住所を有し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第5条に規定する住民基本台帳に記録されている満18歳以上の者
- (2) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者
- (3) 身体障害者福祉法施行規則（昭和24年厚生省令第25号）別表第5号の1級から6級に該当する者で、上肢障害、下肢障害又は体幹機能障害を有する者
- (4) 障害者及びその配偶者（住民票上において同一の世帯に属する者に限る。）の当該年度の町民税所得割額の合計額が16万円未満の者。ただし、当該年度の町民税額が確定していないときは、前年度の町民税所得割額とする。

(平26告示76・一部改正)

(補助額)

第3条 補助額は改造に要する経費から、寄付金その他の収入を控除した額と補助限度額100,000円とを比較して少ない方の額とする。ただし、別の制度が行う同趣旨の補助金は、収入とみなす。

(補助の申請)

第4条 この補助金の交付を受けようとする者（以下「補助事業者」という。）は、「身体障害者自動車改造費補助金交付申請書」（様式第1号）に次の書類を添え町長に申請しなければならない。

- (1) 身体障害者自動車改造費補助事業計画書（様式第1号の2）
- (2) 申請状況調書（様式第1号の3）
- (3) 改造にあたる業者の改造費見積書

(補助金の交付)

第5条 町長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し適当と認めた者について

は補助金の額を決定する。なお、補助金の支給は第8条に定める行為を確認した後交付するものとする。

(補助の回数)

第6条 この要綱による補助金の交付を受けた場合は、交付を決定した日から10年間は、補助の申請はできない。ただし、町長が特に必要と認めたときはこの限りではない。

(平26告示76・全改)

(改造車の処分)

第7条 補助事業者は、この補助事業により効用の増加した改造車を補助事業が完了した日から起算して3か年は譲渡、交換、廃棄、貸し付け又は担保に供してはならない。ただし、町長がその事由をやむを得ないものと認めた場合は、その限りではない。

(実績報告)

第8条 補助事業者は、補助事業の完了後速やかに「身体障害者自動車改造費補助事業実績報告書」(様式第2号)に当該事業に係る「身体障害者自動車改造費補助事業精算書」(様式第2号の2)及び「口座振替申込書」(様式第2号の3)を添付し、町長に提出しなければならない。

(補助金の返還)

第9条 町長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金交付決定の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) みなかみ町補助金等に関する規則及びこの要綱に違反したとき。
- (2) この要綱に基づき提出した書類に虚偽の記載があったとき。

(検査)

第10条 町長は、補助事業者に対し当該事業に関する報告を求め、又は関係職員をして必要な検査をさせ、必要な指示をすることができる。

附 則

この告示は、平成18年10月1日から施行する。

附 則 (平成26年8月29日告示第76号)

この告示は、平成26年9月1日から施行する。

附 則 (令和4年3月31日告示第61号)

(施行期日)

- 1 この告示は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の際現にあるこの告示による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。